

山梨県保育所等特別保育事業推進費補助金交付要綱

(通則)

第 1 条 山梨県保育所等特別保育事業推進費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和 38 年山梨県規則第 25 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の目的)

第 2 条 この補助金は、保育所及び幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）における特別保育を推進するため、これに従事する保育士の雇用に要する経費等の助成を、毎年度予算の範囲内で行い、地域社会の要望に即応した保育体制を確立し児童福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助の対象)

第 3 条 この補助金の交付の対象は、国、都道府県及び市町村以外の者が児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）の規定により都道府県知事の認可を得て設置した保育所等に対し補助金を交付している市町村とする。

(補助の種目等)

第 4 条 この補助金の補助対象経費及び補助額は、別表 1 のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 市町村長は、補助金の交付を受けようとするときは、様式 1 による申請書を別に指定する日までに知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第 6 条 補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、事業完了年度の翌年度から起算して 5 年間保管しておかなければならない。

2 施設及び運営は「山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例」（平成 24 年山梨県条例第 63 号）及び「山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定め

る条例（平成26年山梨県条例第68号）に適合するものとする。

（補助金の交付決定）

第7条 知事は、提出された申請書の内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、交付決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

（変更申請の手続き）

第8条 補助金の交付決定後の内容の変更（軽微な変更を除く。）または中止（廃止）をしようとするときは、様式2による補助金事業変更・中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（軽微な変更の範囲）

第9条 第8条に規定する軽微な変更は、次に掲げる場合とする。

補助目的の達成に支障を来すことなく、かつ事業計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わない変更。

（補助金の交付）

第10条 この補助金は、補助事業完了後、実績に基づき交付する。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、当該事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日または交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、様式3による実績報告書を知事に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 9 月 6 日から施行し、平成 1 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 7 月 1 日から施行し、平成 1 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 1 2 月 1 1 日から施行し、平成 1 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 6 月 1 3 日から施行し、平成 2 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 5 月 3 1 日から施行し、平成 2 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 6 月 2 3 日から施行し、平成 2 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

種 目	補 助 対 象 経 費 及 び 補 助 額	算 出 方 法
1 歳児保育	乳児を3人以上受け入れており、かつ、1歳児を5人以上保育している保育所等の1歳児の保育士配置基準を児童4.5人に対し1人とするのに要する経費 1 歳児 1 人月額 8 , 2 0 0 円	補助単価×各月初日現在の対象児童数の合計 × 1 / 2